日本情報地球学会会則

（1990年４月５日　制定）

第１章　総　則

第１条　本会は，日本情報地球学会（Japan Society of Geoinformatics）と称する．
第２条　本会は，事務所を別に定める場所に置く．

第２章　目的および事業

第３条　本会は，情報地球学に関する学術・技術の進歩および向上を計り，会員相互間および関連学会・協会との連絡・研修の場を整え，もって学術文化の発展に寄与することを目的とする．
第４条　本会は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う．
（１）　情報地球学に関する調査および研究
（２）　情報地球学に関する学会誌，学術図書および電子媒体等の刊行
（３）　情報地球学に関する情報の収集および提供
（４）　情報地球学に関する研究発表会，講演会，討論会等の開催
（５）　情報地球学に関する講習会，研修会，見学会等の開催
（６）　情報地球学に関する内外の関係機関，団体との交流および協力
（７）　その他，本会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会　員

第５条　本会は，次にあげる会員で組織する．
正 会 員：情報地球学の研究ないし技術に関心を持つ者
購読会員：会誌の購読を目的とする団体，法人
賛助会員：本会の目的及び事業を賛助する団体，法人または個人
名誉会員：本会の事業範囲において特別の功績ある者で，評議員が推薦し，総会で承認された者
第６条　本会への入会を望む者は，第７条に定める当該年度の会費を添えて事務局に入会申込書を提出し，評議員会の承認を得なければならない．
第７条　会員は，次の会費を年度始めごとに１年分前納しなければならない．正会員は１年5,000円，ただし大学の学部・大学院およびこれに準ずる学校に在学するものは１年2,500円とする．購読会員は１年5,000円とする．賛助会員の会費は１年１口10,000円とし，申し込んだ口数に応じた金額とする．名誉会員の会費は徴収しない．
２　年度途中の入会者に対する会費の割引は行わない．
３　既納の会費はいかなる理由があっても返却しない．
第８条　会員は次の権利を有する．
（１）　本会が刊行する会誌などの無制限閲覧ができること

（２）　本会が催す講演会，研究発表会などの行事へ参加すること
（３）　正会員および名誉会員の権利として，本会が刊行する会誌およびその他刊行物に対し寄稿すること，および研究発表会において発表すること
（４）　正会員，賛助会員および名誉会員の権利として，本会の事業，運営について評議員会に意見を述べること
（５）　正会員の権利として，役員選挙へ立候補および投票を行うこと

第９条　会員は，退会することができる．
２　退会しようとする会員は，退会届を会長に提出し，評議員会の承認を受けなければならない．
３　会員が退会するにあたって，本会に対する債務がある場合にはそれを返却しなければならない．
４　会員が正当な理由無く会費を２年以上滞納したときは，退会の意思を表明したものと見なし，自動的に退会者とする．
５　前項の退会した者が会員に復帰を希望する場合は，退会前の未納期間の会費を納金する事により，会員に復帰することを認める．

第10条　会員は次の事由に該当する場合には，評議員会の議決を経て，これを除名することができる．
（１）　本会の名誉を傷つけ，または本会の目的に反する行為を行ったとき
（２）　本会の会則または規則に違反したとき

第４章　役員および評議員

第11条　本会は次の役員を置く．
（１）　会　長　　１名
（２）　副会長　　１名
（３）　評議員　　２０名以内
（４）　監　査　　２名

第12条　役員の任期は２年とする．
２　役員は事業年度の切り替え時を交替時とする．
３　役員に欠員が生じた場合には補充することができる．
４　中途で選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする．

第13条　本会の役員は，選挙結果に基づいて交替し，総会において信任する．

第14条　役員の選出方法は別に定める選挙規程による．

第15条　本会の運営に重大な支障があるときは，第11条の規定に拘らず，臨時に役員定数を越えて役員を選任することができる．
２　定数を越えて役員を選任する場合には，評議員会の発議により総会の承認を得なければならない．

第16条　会長は，本会を代表し，会務を総轄する．
２　副会長は，会長の職務を補佐し，会長に事故が発生した場合にはこれを代行する．

第17条　評議員は，評議員会を構成する．
２　評議員会は，本会則に定めるものの他，総会で定められた基本方針に即し，本会の運営上必要な事項を審議・決定する．

第18条　監査委員は，会計を監査し，その結果を総会に報告する．

第19条　役員は，任期満了後も引き続く期の役員選挙において再選されることを妨げない．

第５章　幹　事

第20条　本会は，会の運営を円滑に行うために幹事を置く．
　２　幹事は，会長が正会員の中から指名し，評議員会の承認を受ける．
　３　任期は２年間とする．
　４　任期満了後の再任は妨げない．
第21条　幹事会は，会長，副会長および幹事からなる．
　２　会長は，幹事会の職務を総轄し，その結果を評議員会に報告する．
第22条　幹事は，分担して次の会務を行う．
　（１）　庶務・会計およびその他評議員会が必要と認めた事項
　（２）　刊行物の編集・発行
　（３）　行事の開催
　（４）　内外の団体との交流・協力
第23条　幹事は，その職務を行うため，若干名より構成される委員会を組織する．
　２　委員会の委員は，幹事が正会員の中から指名し，幹事会の承認を受ける．
　３　幹事は，それぞれの委員会を総轄する．
第24条　委員会は，次のものを常設とする．
　（１）　総務委員会：本会の庶務･会計および企画を行う．また，本会が版権または使用権を有する著作物またはソフトウェアについての管理を行う．
　（２）　編集委員会：本会が刊行する出版物の企画・編集を行い，機関誌の恒久的向上を計る．
　（３）　行事委員会：本会が開催または共催・協力する各種行事の運営を行う．
　（４）　交流委員会：内外の研究成果および情報の収集にあたると共に，内外の関連機関，団体との交流を行う．
第25条　委員会は，評議員会の承認を得て事務職員を置くことができる．

第６章　会　議

第26条　総会は，本会の最高意志決定機関である．
　２　総会は，年１回会長が召集する．
第27条　評議員会が必要と認めて議決した場合には，会長はできるだけ早期に臨時総会を召集しなければならない．
　２　正会員の10分の１以上から総会の召集事由を付した文書による総会開催の請求があった場合には，会長は速やかに臨時総会を召集しなければならない．
第28条　総会の議長は，評議員会が正会員の中から選出する．
第29条　次の事項は総会に提出し承認を受けなければならない．
　（１）　事業計画および収支予算についての事項
　（２）　事業報告および収支決算についての事項
　（３）　その他評議員会で必要と認めた事項
第30条　総会は，正会員数の10分の１以上の出席をもって決議を行うことができる．
　２　当該議事に関し，委任状を提出した者は出席者とみなす．
第31条　総会の議事は，出席者の過半数の賛成を持って決定する．ただし，賛否同数の場合に

は議長裁決により決定する．

第32条　総会の議事内容および決議事項の要旨は，遅滞なく会員に通知するものとする．

第33条　評議員会は，選任された会長・副会長・評議員で組織され，会長が年２回以上召集する．ただし，会長が必要と認めた場合，または，評議委員の３分の１以上から事由を示して請求があった場合には，会長は評議員会を召集しなければならない．

２　評議員会の議長は，評議員の互選による．

３　役員が必要と認めた者は，評議員会の承認を受けて評議会に参加することができる．

第34条　評議員会は，役員の２分の１以上の出席により開催することができる．

２　当該議事内容について，書面により意志を議長に示した者については出席者とみなすことができる．

第35条　評議員会は，総会決定事項に従い，本会の運営上必要な事項についての決定を行う．

２　評議員会の決定は，出席者の過半数以上の賛成をもって決定する．ただし，同数の場合には議長裁決とする．

第７章　会　計

第36条　本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は，会長が編成し，評議員会および総会の承認を得なければならない．事業計画または収支予算を変更した場合も同様とする．

第37条　本会の事業報告およびこれに伴う収支決算は，会長が監査委員の意見をつけ，評議員会および総会の承認を得なければならない．

第38条　本会の事業年度は４月１日に始まり，翌年の３月31日に終わる．

第８章　会則の変更ならびに解散

第39条　本会の会則は，評議員会および総会の決議を経なければ変更することができない．

第40条　本会の解散は，評議員会および総会の決議を経てこれを行う．

２　解散時の本会財産は，関係機関・団体等に寄付することができる．

付則１　本会の事務所は，下記に置く．

〒225-0003　横浜市青葉区新石川３－２２－１

国学院大学　人間開発学部

付則２　この会則は1990年４月５日から施行する．

2024 年 6 月 27 日　改定